

「令和2年7月3日からの大雨による災害」により
被災されたお客さまへの特別措置について

このたびの「令和2年7月3日からの大雨による災害」で被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。
SOMPOひまわり生命保険株式会社（社長：大場 康弘）では、「令和2年7月3日からの大雨による災害」により災害救助法適用地域で被災された皆さまへ特別措置を実施することを決定しましたので、お知らせいたします。

一日も早い復旧および復興を心よりお祈り申し上げます。

1. 特別措置適用の対象となる場合

- ・ご契約者さまが災害救助法適用地域に居住し、被災された場合
- ・ご契約者さまの勤務先が災害救助法適用地域にあり、給与の支払いが遅延または滞っている場合
- ・ご契約者さまの会社が災害救助法適用地域にあり、事業の運営に支障をきたしている場合
- ・被保険者さまが当該災害で死亡・不慮の事故にあわれた場合

2. 災害救助法適用地域の特別措置の内容

< 1 > 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最長6か月間延長いたします。

< 2 > 保険金・給付金、契約者貸付の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

契約者貸付は、ご契約によっては、ご契約者さま本人からのカスタマーセンターへの電話連絡により、ペーパーレスでの手続きができる場合があります。

3. お客さまお問い合わせ窓口

カスタマーセンター フリーダイヤル

保険料払込猶予期間の延長、契約者貸付
お手続き・お問い合わせ（保険金・給付金請求以外） 0120-563-506

保険金・給付金請求のお手続き・お問い合わせ 0120-528-170

受付時間：月～金曜日 9：00～18：00 / 土曜日 9：00～17：00

※日曜・祝日および12月31日～1月3日は除きます。

以上